

国際会計基準の受け入れに関する 日本の動向と今後の課題

向 伊知郎

愛知学院大学

要 旨

本研究では、会計基準の国際的収斂に向けて、また収斂後のよりよい会計制度の構築に向けて、経済大国日本が、どのような立場から、どのような方法で、IASB と関わっていくことが必要かについて検討する。日本の企業会計基準委員会が IASB との間で締結した東京合意は、世界的に経済および証券市場の統合化が進行し、多くの国々が IAS/IFRS への収斂を進めている状況から高く評価される。しかし、現状の IAS/IFRS をそのまま受け入れることは問題である。諸外国の動向をみると、EU における「承認」方法と中国における「一定の距離をおいた関与」は、ともに会計基準の国際的収斂に賛成の意思を示して、諸外国との連携を保って自国の立場を主張する方法である。これらは、IASB との対等な関係および意見発信という点で優れていた。日本が収斂を進めるとき、これらの方法は参考になる。本研究では、IAS/IFRS の問題点として、公正価値評価に経営者の裁量が介入する可能性について、減損会計基準に焦点を当てて検討した。公正価値評価の問題は、質の高い理解可能な会計基準の設定を困難にし、長い歴史を経て改良されてきた企業会計制度の持続的発展に支障をきたす可能性がある。日本の会計制度がさらなる発展を遂げ、かつ国際社会に貢献するために、日本は国際的収斂に向けて積極的に協力するとともに、公正価値評価の問題に意見発信する必要がある。

1. はじめに

2007年8月に、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan, ASBJ）と国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, IASB）との間で、東京合意が締結された。東京合意は、ASBJが2008年までに、日本の会計基準とIASBの国際会計基準（International Accounting Standards, IAS）/国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）との主要な差異を解消し、2011年6月末までに残りの差異も除去して収斂を達成することを表明したものである¹⁾。

ASBJは、これまで会計基準の国際的収斂に関して、相互承認（mutual recognition）と市場競争による収斂という2段階構えのアプローチをとってきた。そこでは、ただ単に日本の会計基準をIFRSにあわせるのが収斂ではないと考え、IFRSを継受（adoption）しない形での国際的な収斂を目指していた²⁾。すなわち、ASBJは、日本を含めて、世界が受け入れられる基準を設定するために、長い時間をかけて市場関係者からの理解を得ながら、漸進的に収斂を達成することを必要と考えていた³⁾。

ところが、東京合意では、ASBJの意見をIASBの現在の作業計画の中に取り込むように要請しているとはいうものの⁴⁾、日本の会計基準が実質的にIAS/IFRSへ歩み寄ることを表明したように感じられる。ここに、これまでのASBJの会計基準の収斂に向けての方針の転換が感じられる。

本研究は、ASBJのこのような方針転換の是非を問うものではない。本研究では、会

計基準の国際的収斂に向けて、また収斂後のよりよい会計制度の構築に向けて、経済大国日本が、どのような立場から、どのような方法で、IASBと関わっていくことが必要かについて検討する。

2. 経済・証券市場の統合の進展

会計基準の国際的調和あるいは収斂が必要とされるようになった背景は、主として、経済および企業活動の国際化と資金調達国際化から説明される。

かつては、アメリカやイギリス、フランス、ドイツといったヨーロッパ諸国とともに、日本経済が世界の中心と考えられていた。ところが、北米では、アメリカとカナダの自由貿易協定が締結されて、その後メキシコを含めた北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement, NAFTA）へ拡大した。ヨーロッパでは、6か国からなるヨーロッパ共同体（European Economic Community, EEC）が設立されて、その後15か国からなるヨーロッパ連合（European Union, EU）へと発展した。現在、EUは27か国に拡大している。アジアでは、東南アジア諸国連合（Association of South-East Asian Nations, ASEAN）が結成されており、南米では、メルコスール（Mercosur）が発足している。経済のブロック化は、単に1つの国家だけで経済が成り立つものではなくなくなっていることを示している。

さらに最近では、BRICsといわれるブラジル、ロシア、インドおよび中国経済の発展が注目されている。オイル・マネーによる中東諸国の経済発展にも目を見張るものがある。これらは共に、国際社会からグローバル社会へと変化が生じていることを意味する。ここ

から、これまで世界でトップクラスの国内総生産を誇ってきた日本が、将来も同様に経済成長を遂げて、経済発展国としてあり続けるためには、何らかの対応が迫られていることが理解できる。

経済発展を支える企業活動と密接に関係するのが証券市場である。証券市場に関しても、かつてはアメリカのニューヨーク、イギリスのロンドン、日本の東京の証券取引所の時価総額が大きく、金融の中心と考えられていた。その証券市場では、パリ、アムステルダム、ブラッセルおよびリスボンの証券市場が統合されて、ユーロネクスト (Euronext) が創設された。北欧3か国のストックホルム、ヘルシンキおよびコペンハーゲンの証券市場は、OMXとして統合されている。

さらに、2007年には、ニューヨーク証券取引所 (NYSE) が Euronext を買収し、NASDAQ が OMX を買収した。アメリカ証券市場によるヨーロッパ証券市場の買収である。買収防止策の意味もあって、ロンドン証券取引所 (LSE) はイタリア証券取引所の買収を公表した。ASEANでは、2010年に証券市場の統合が計画されている。また、2007年8月末には中国の上海、深せんおよび香港の証券市場の時価総額が、東京証券取引所を超えたという。このように、昨今では多くの証券市場の統合が進められており、かつ新興経済国の証券市場が発展している。このような状況は、日本の証券市場の地位の低落を招きかねず、日本の証券市場へ上場を希望する企業や、クロスボーダーで資金調達を望む日本の企業に多大な影響を及ぼす。

日本は、これらの経済環境の変化に十分に対応しているとは考えられず、徐々に国際社会から孤立していると考えられる。このような中で、日本が会計基準の国際的収斂に対し

てどのように対応するのかは、日本経済の発展、特に企業活動の発展と密接に関わってくる問題である。

3. 会計基準の国際的収斂と日本の対応

(1) 会計基準の国際的収斂の現状

大手会計事務所であるデロイト・トウシュ・トーマツ (Deloitte Touche and Tomatsu) は、世界195か国のIAS/IFRSの受け入れに関する調査を行った。そこでは、2007年9月現在、調査不明および証券取引所がない国を除いて、140か国中108か国 (77.1%) が、上場企業に対してIAS/IFRSの適用を義務づけるかあるいは適用を認めていることを示している (図表1を参照)。

この調査結果を、世界の証券市場の時価総額において95%以上を占める30か国25証券取引所を対象を絞ると、国内上場企業にIAS/IFRSの適用を義務づけていないあるいは認めていない国は7か国となる。ただし、この7か国の中には、会計基準の収斂に向けて既にロードマップを公表していたり、収斂に同意しているアメリカ、カナダ、韓国、インドおよび日本が含まれている。したがって、近い将来まで含めると、30か国中28か国 (93.3%) が、国内上場企業にIAS/IFRSの適用を義務づけるか認めることになる (図表2を参照)。

このような状況を鑑みると、日本がIASBとの間で東京合意を締結して、会計基準の国際的収斂に向けて積極的な態度を示したことは適切であったと評価できる。

(2) IAS/IFRSと日本の会計基準

日本の会計基準とIAS/IFRSの比較検討

図表 1 IFRS の受け入れ状況

| | 2007年9月11日現在 | | | | | | | |
|-------------------------------|--------------|--------|-----|-------|-------|--------|----|-------|
| | 上場企業 | | | | 非上場企業 | | | |
| | 国数 | 割合 | | | 国数 | 割合 | | |
| すべての国内企業に IFRS の適用が規定されている | 78 | 51.3% | | | 27 | 24.1% | | |
| 一部の国内企業に IFRS の適用が規定されている | 4 | 2.6% | | | 15 | 13.4% | | |
| 国内企業に IFRS の適用が認められている | 25 | 16.4% | | | 33 | 29.5% | | |
| 一部の国内企業に IFRS の適用が認められている | 1 | 0.7% | 108 | 77.1% | 2 | 1.8% | 77 | 68.8% |
| 近い将来、すべての国内企業に IFRS の適用が規定される | 2 | 1.3% | | | 3 | 2.7% | | |
| 近い将来、IFRS の適用が規定または容認される | 0 | 0.0% | 110 | 78.6% | 1 | 0.9% | 81 | 72.3% |
| 国内企業に IFRS の適用が認められていない | 30 | 19.7% | | | 36 | 32.1% | | |
| 国内に証券市場がない | 12 | 7.9% | | | | | | |
| 合計 | 152 | 100.0% | | | 112 | 100.0% | | |
| 不明 | 43 | | | | 71 | | | |

図表 2 大規模証券市場における IFRS の受け入れ状況

| | 大規模 25 (30 か国) 証券市場 | | | |
|-------------------------------|---------------------|-------|----|-------|
| | No. | % | | |
| すべての国内企業に IFRS の適用が規定されている | 20 | 13.2% | | |
| 一部の国内企業に IFRS の適用が規定されている | 0 | 0.0% | | |
| 国内企業に IFRS の適用が認められている | 2 | 1.3% | | |
| 一部の国内企業に IFRS の適用が認められている | 0 | 0.0% | 22 | 73.3% |
| 近い将来、すべての国内企業に IFRS の適用が規定される | | 0.0% | | |
| 近い将来、IFRS の適用が規定または容認される | 6 | 3.9% | 28 | 93.3% |
| 国内企業に IFRS の適用が認められていない | 2 | 1.3% | 1) | |
| 合計 | 30 | 19.7% | | |

1) Taiwan and Malaysia

(資料) <http://www.iasplus.com/country/useias.htm> (最終アクセス日 2007年10月20日)

は、国内外における規制当局、監査法人の他、企業会計基準委員会、学会等において、数多く行われてきた。これらの中で、現在もっとも注目を集めているのが、2005年に公表された欧州証券規制当局委員会 (The Committee of European Securities Regulators, CESR) の「技術的助言」(Technical Advice)⁷⁾である。

CESR は、日本と IAS/IFRS の内容について、おおよそ同等であると評価する一方で、日本の会計基準に関連して、26項目の追加

的な開示あるいは補完計算書の開示を要求した。さらに CESR は、2007年の7月に、日本の会計基準の改善状況について中間報告を公表した。そこでは、日本の収斂に向けての活動を高く評価する一方で、依然として相違が解消されていないことが指摘されている⁸⁾。

CESR による同等性評価において補完措置が求められた 26項目について、これまでにどのような対応がとられてきたかについて調査すると、既に「基本的に収斂」あるいは「一部相違が残るがほぼ収斂」と考えられる

図表3 補完措置の求められた問題と未対応の課題

| 補完措置 | IAS/IFRS | 会計基準 | 問題 |
|---------|------------|--------------|-----------------------|
| 開示 A | IAS 第 12 号 | 法人所得税 | 不良債権，開示が既になされている場合を除く |
| 開示 A | IAS 第 19 号 | 従業員給付 | 従業員給付 |
| 開示 A | IAS 第 21 号 | 外国為替レート変動の影響 | のれんの換算 |
| 開示 A | IAS 第 32 号 | 金融商品：開示及び表示 | デリバティブの公正価値 |
| 開示 A | IAS 第 36 号 | 資産の減損 | 減損の戻入 |
| 開示 A | IAS 第 40 号 | 投資不動産 | 投資不動産 |
| 開示 A | IFRS 第 3 号 | 企業結合 | 取得原価での少数株主持分 |
| 開示 A | IFRS 第 3 号 | 企業結合 | 段階的取得 |
| 開示 A | IFRS 第 4 号 | 保険契約 | 異常危険準備金 |
| 開示 B | IAS 第 36 号 | 資産の減損 | 減損テスト－割引前将来キャッシュフロー |
| 開示 B | IAS 第 38 号 | 無形資産 | 開発費用の資産化 |
| 開示 B | IFRS 第 3 号 | 企業結合 | 取得した研究開発 |
| 開示 B | IFRS 第 3 号 | 企業結合 | 交換日 |
| 補完計算書 | IAS 第 27 号 | 連結及び個別財務諸表 | 連結の範囲（支配の定義－適格 SPE） |
| 補完計算書 | IFRS 第 3 号 | 企業結合 | 持分プーリング法 |
| 今後の検討事項 | IAS 第 39 号 | 金融商品：認識及び測定 | 金融商品：開示 A の可能性 |
| 開示 B | IAS 第 41 号 | 農業 | * 1) |

* 1) 適用対象となる企業が少ないため基準なし。

(資料) (The) Committee of European Securities Regulators, CESR, 2005, *CESR's Technical Advice to the European Commission on a Possible Amendment to Regulation (EC) 809/2004 Regarding the Historical Financial Information Which must be Included in a Prospectus: Consultation Paper*.

ものがいくつもある。しかし、「相違が解消されていない」ものが17項目あった。その中には、「今現在検討中」が3項目、あるいは「IASBと財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, FASB）の今後の協議を踏まえて検討予定」が9項目あり、これらの項目の多くが、公正価値評価の問題と関連している（図表3を参照）。

4. 会計基準の国際的収斂の方法

(1) 国際的収斂の方法の類型

日本とIASBの会計基準の相違項目に関して、日本が会計基準の国際的収斂にどのよ

うな方法で寄与するかが、将来の日本を考える上で重要である。会計基準を国際的に収斂する方法は、これまでの各国の対応を参考にすると、①相互承認、②継受（承認（endorsement）を含む）、③共同作業による基準設定（cooperative standard-setting）および④一定の距離をおいた関与（commitment at a distance）に区別できる。

日本が、ただ単にIFRSを継受するのが収斂ではないと考え、日本を含めて世界が受け入れられる単一の高品質な会計基準の設定を目標とするならば、IAS/IFRSの設定および改訂作業に積極的にコミットメントしていかなければならない。4つに区別して考えられた収斂方法の中で、日本がどの方法を選択

するかは、国際社会の中での日本の位置づけ、および会計基準の国際的収斂後における日本の会計基準の設定主体である ASBJ の位置づけを考える上で重要である。そのときに参考となるのは、EU が採用している承認方法と、中国による一定の距離を置いて基準設定に関与していく方法である。

(2) EU および中国の収斂方法の特徴

(i) EU

EU は 2000 年に IASB (当時 International Accounting Standards Committee, IASC) の会計基準を採用することを表明し⁹⁾、2002 年に規定した¹⁰⁾。その際、国益 (EU 益) のため、IAS/IFRS の受け入れに対し、組織面と基準の内容面で条件を提示している¹¹⁾。

EU が IAS/IFRS を受け入れるに当たって組織面で提示した条件の 1 つが、会計規制委員会 (Accounting Regulatory Committee, ARC) によって、IAS/IFRS の内容について個別に承認する体制を設けることであった。この承認体制は IAS の再検討を行うことではなく、EU の環境に適していない会計基準がある場合に調整して、新しい会計基準¹²⁾および解釈の適用を監視することであった。

EU における IAS/IFRS の受け入れに関する動向から、EU の戦略の特徴は、次のようにまとめることができる。

- ① 先進諸国の中で、いち早く IAS/IFRS を国内基準として受け入れることを表明した。
- ② EU は、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなどの先進諸国から構成されていて、一度に 15 か国 (当時) が IAS/IFRS を受け入れることは、IASB にとって魅力であった。
- ③ IASB の理事会の構成メンバー 14 名

の中で、イギリス、ドイツ、フランスからのメンバーが 6 名を占めており、IASB への影響力を持っていた。

(ii) 中国

中国は、2006 年 8 月末に韓国で開催された第 6 回日中韓 3 か国会計基準設定主体会議において、収斂に向けた中国の戦略について 3 点の特徴を説明している¹³⁾。

- ① 中国は 4 つの原則を考えている。すなわち、収斂は目標であり、同一を意味するわけではなく、過程であり、相互作業である。
- ② 中国における IFRS との収斂は、会計の認識、測定および報告原則に関連するものに限定する。それは、形式、言語および一連の番号に関連して IFRS をコピーするものではなく、中国自身の特徴を重視するものである。
- ③ 関連当事者間取引の開示、資産の減損の戻し入れおよび公正価値の適用に関する規定が IFRS とは異なっており、中国の実態に一致させている。これは、中国に国有企業が多く、かつ証券市場が未だ十分に発達していないことから説明されている。

中国の新「企業会計準則」は、完全に IAS/IFRS と収斂したものでなく、限定的なものである。それにもかかわらず、IASB はこれらの規定を容認しており、中国財政部は中国の会計基準が IASB の会計基準の修正に役立っていると説明している。

さらに、中国は 2007 年 7 月に北京で新興経済国の代表者と IASB の代表者との会議を開催し、北京イニシアティブ (Beijing Initiatives) を公表している。そこでは、次の 3 点が示されている。

- ① 新興経済国は会計基準の国際的収斂に

についての明確な概念を築き、積極的に IFRS との収斂計画を進めること

- ② 新興経済国が IFRS の設定に参加するための望ましい環境が IASB によって提供され続けることによって、会計基準の国際的収斂が達成されること
- ③ 新興経済国は、これまで以上に積極的に会計基準の国際的収斂に参加し、かつ IFRS の設定に関与すること

中国は、新興経済国の中でリーダーシップをとって、会計基準の国際的収斂を積極的に支持し、かつ協力することを表明している。また、そこでは、新興経済国の環境に適した会計基準の設定を強く IASB に要求している。

新興経済国の中には、アジア諸国も多くは入っている。本来、リエゾン国として、アジア諸国でのリーダーシップをとる予定だったのは日本ではなかったかと思い出される。

5. IAS/IFRS の抱える問題と日本の意見発信～固定資産の減損会計と公正価値評価～

(1) IASB の目指す収斂

IASC は、1999 年に、『IASC の将来像に関する勧告書』(以下、勧告書)を公表している。勧告書は IASC の将来目指す役割として、IASC の目標を 3 点掲げている。¹⁵⁾

- ① 公共の利益のために、世界の資本市場への参加者が経済的意思決定を行うのに役立つ高度の質の、透明でかつ比較可能な情報を提供するような一連の質の高い、理解可能なかつ強制力をもったグローバルな会計基準を設定する。
- ② これらの会計基準が、利用および遵守されるように促進する。

- ③ 各国の会計基準と IAS との高度の質での収斂を達成する。

IASB はこれらの目標に向けて、会計基準の設定および改訂に尽力してきた。しかし、IAS/IFRS は、ストックの評価を重視しすぎるが故に、経営者の裁量が介入する可能性の高い公正価値による評価を多々用いた内容である。これでは、本来、IASC が目指している会計基準を設定することはできないと考えられる。

以下では、公正価値評価の問題について、「減損会計」の問題を取り上げて検討する。

(2) 公正価値評価における回収可能価額の算定

日本と IASB の会計基準では、減損損失額は公正価値が帳簿価額を下回った場合に、その差額として測定されることを規定しており、減損損失の測定に関して会計基準は一致している。¹⁶⁾しかし、ここでの公正価値の測定に、経営者の裁量が介入する可能性が指摘される。そこで、東京証券取引所一部、二部、および東証マザーズに上場している 3 月決算企業で、かつ日本の会計基準にしたがって連結財務諸表を作成している企業に焦点を当てて調査した結果から、経営者の裁量が介入する可能性について考察した。¹⁷⁾

減損処理を行った企業について調査したところ、多くの企業が土地および事業用資産に関して減損処理を行っていた。そこで、減損対象資産と減損処理時に選択された回収可能価額とのクロス分析を行うと、次のような特徴が明らかになった。

- ① 土地を対象資産とした場合、回収可能価額としては、正味売却価額が多く用いられていた。
- ② 土地以外の、建物、構築物等の事業用

資産を対象資産とした場合、回収可能価額としては、使用価値が多く用いられていた。

土地に関して減損処理をした企業について、回収可能価額として採用した正味売却価額について調査すると、3期間を通して、約60%の企業が不動産鑑定評価額を用いていた。これは不動産鑑定士による不動産鑑定評価額が、相対的に公正な評価額であると考えることによる。一方で、不動産鑑定士による評価額にも裁量的な判断が介入する可能性があることに注意が必要である。

また、2005年3月期と2006年3月期には、約30%の企業が固定資産税評価額を用いていた。固定資産税評価額は一般に取引される価額の70%程度である¹⁸⁾。土地の帳簿価額を固定資産税評価額まで減額することは、一般取引価格よりも低い価額で再評価することとなり、売却時には売却益が生じることになり適切でない。

次に、事業用資産等の事後測定で用いられる使用価値の算定では、将来キャッシュフローの見積もりと割引率の選択が行われる。減損会計基準の適用指針は、将来キャッシュフローの見積もり方法を設例によって説明している。そこではキャッシュフローが生じる発生確率から、期待キャッシュフローの計算が行われる。これは、アメリカの『財務会計概念書』(SFAC)第7号が説明する将来キャッシュフローの測定方法と同様である。すなわち、将来キャッシュフローの見積もりおよび発生確率の決定の過程で、経営者の裁量が介入する可能性が指摘される。

適用指針は、使用価値の算定で用いる割引率の計算についても、設例によって①ハードル・レートをもとに計算する方法、②借入資本コストと自己資本コストの加重平均による

資本コスト、③類似資産または資産グループに固有のリスクを反映した市場平均と考えられる合理的な収益率、④当該資産または資産グループだけをノンリコースの借入れで調達した場合の利率および⑤それらを総合的に勘案したものに分けて説明している。しかし、設例で計算された割引率でも最低の割引率と最高の割引率との間で約2%の開きが生じている。割引率は、いずれの方法で計算するかによって異なることとなり、使用価値算定の困難さがうかがわれる。

図表4は、回収可能価額として使用価値を採用している企業の割引率に関する調査結果である。割引率を開示した企業は、減損処理を行った企業の一部にとどまっている。割引率がどのように計算されたかも示されておらず、かつ割引率もさまざまである。将来キャッシュフローの見積もりおよび割引率が異なれば、その結果計算される使用価値は大きく異なることから問題である。

(3) 減損処理が財務情報に及ぼす影響

図表5は、実際に減損処理を行った企業を、①経常利益の50%以上の減損処理をした企業、②経常利益の0%超50%未満の減損処理をした企業および③減損処理を行ったがその金額に重要性がない企業に分けて、減損処理企業の翌会計期間における営業キャッシュフロー(CFO)および経常利益が、どのように変化したかについて示している。減損処理を行った企業の70%以上が、翌会計期間の経常利益を増加させている。CFOへの影響は、この表からでは明確ではない。

図表6は、減損損失額と翌会計期間におけるCFOおよび経常利益の変化額について回帰分析をした結果である。減損損失額とCFOの間には負の関係があり、減損損失

図表 4 使用価値の計算で用いられた割引率

| 決算月 | 以上・未満 | | | | | | 合計 | 中央値 (%) | 平均値 (%) | |
|----------|-----------------|----------------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------|-----|---------|---------|--|
| | 0-2 % | 2-4 % | 4-6 % | 6-8 % | 8-10 % | 10 %- | | | | |
| 2004年3月期 | 2 | 3 2 ¹⁾ | 9 | 3 | 2 | 0 | 21 | 5.00 | 4.92 | |
| 2005年3月期 | 3 | 17 | 39 1 ²⁾ | 10 | 5 | 1 | 81 | 5.00 | 4.85 | |
| | | | | 1 ³⁾ | | | | | | |
| | | | 1 ⁴⁾ | | | | | | | |
| | | 2 ⁵⁾ | | | | | | | | |
| | | | | | | 1 ⁶⁾ | | | | |
| 2006年3月期 | 2 | 39 | 111 | 31 | 9 | 2 | 217 | 5.00 | 4.88 | |
| | 1 ⁷⁾ | | 2 ⁸⁾ | | | | | | | |
| | | | 3 ⁹⁾ | 1 ¹⁰⁾ | | | | | | |
| | | | 8 ¹¹⁾ | | 1 ¹²⁾ | | | | | |
| | | | | 1 ¹³⁾ | | | | | | |
| | | | | | 2 ¹⁴⁾ | | | | | |
| | | | | | 2 ¹⁵⁾ | | | | | |
| | | 2 ¹⁶⁾ | | | | | | | | |

- 注 1) 2.1-5.0 % および 3.5-4.5 % の割引率の範囲を示した企業
 2) 4.0-6.0 % の割引率の範囲を示した企業
 3) 6.0-15.0 % の割引率の範囲を示した企業
 4) 5.0-10.0 % の割引率の範囲を示した企業
 5) 3.5-4.5 % および 3.4-6.0 % の割引率の範囲を示した企業
 6) 5.0 & 11.0 % の割引率を示した企業
 7) 1.0-3.0 % の割引率を示した企業
 8) 5.0-6.0 % の割引率を示した企業
 9) 2.0-3.0 %, 3.36-3.67 % および 3.6-3.8 % の割引率を示した企業
 10) 5.8-9.6 % の割引率を示した企業
 11) 2-5.0 %, 2-5.0 %, 2.1-4.0 %, 2.1-5.0 %, 3.0-4.0 %, 3.0-4.0 %, 3.0-4.3 % および 3.5-4.5 % の割引率を示した企業
 12) 6.0-6.4 % の割引率を示した企業
 13) 6.5-9.5 % の割引率を示した企業
 14) 2.2-6.0 % および 3.5 & 7.0 % の割引率を示した企業
 15) 2.8-9.3 % および 3.8-9.0 & 4.5 % の割引率を示した企業
 16) 4.0 & 13.0 % および 5.0 % & 10.0 % の割引率を示した企業

額と経常利益との間には正の関係がある。すなわち、減損損失が多い企業では、翌会計期間の CFO の減額が大きく、経常利益の増額が大きい。ここから、減損処理が将来の利益回復を目指したビッグ・バスとしての役割を果たしてきたことが明らかになり、減損処理に経営者の裁量が介入していたのではないかと

という疑問が生じる。

6. むすび

2007年8月に ASBJ と IASB との間で公表された東京合意によって、日本の会計基準は 2011年6月末までに IAS/IFRS に収斂す

図表5 減損処理が次年度財務情報に及ぼした影響

| | | 2004年3月期減損企業 | | | | 2005年3月期減損企業 | | | |
|-------|----|--------------|--------|----------|--------|--------------|--------|----------|--------|
| | | CFOへの影響 | | 経常利益への影響 | | CFOへの影響 | | 経常利益への影響 | |
| | | 企業数 | 割合 | 企業数 | 割合 | 企業数 | 割合 | 企業数 | 割合 |
| 減損大 | 増額 | 11 | 50.0% | 17 | 77.3% | 17 | 41.5% | 28 | 66.7% |
| | 減額 | 11 | 50.0% | 5 | 22.7% | 24 | 58.5% | 14 | 33.3% |
| | 小計 | 22 | 100.0% | 22 | 100.0% | 41 | 100.0% | 42 | 100.0% |
| 減損小 | 増額 | 33 | 52.4% | 51 | 81.0% | 88 | 45.6% | 141 | 72.7% |
| | 減額 | 30 | 47.6% | 12 | 19.0% | 105 | 54.4% | 53 | 27.3% |
| | 小計 | 63 | 100.0% | 63 | 100.0% | 193 | 100.0% | 194 | 100.0% |
| 影響なし | 増額 | 6 | 54.5% | 4 | 36.4% | 11 | 42.3% | 6 | 23.1% |
| | 減額 | 5 | 45.5% | 7 | 63.6% | 15 | 57.7% | 20 | 76.9% |
| | 小計 | 11 | 100.0% | 11 | 100.0% | 26 | 100.0% | 26 | 100.0% |
| データなし | | 5 | | 5 | | 20 | | 18 | |
| 合計 | | 101 | | 101 | | 280 | | 280 | |

図表6 減損処理とCFOおよび経常利益との関係

| 年度 | | 2004年3月期減損企業 | | 2005年3月期減損企業 | |
|-----|-------------------|--------------|--------|--------------|-------|
| | | CFO | 経常利益 | CFO | 経常利益 |
| 減損大 | 定数項 | 20,659 | 22,920 | 7,705 | 8,353 |
| | 偏回帰係数 | -0.194 | 0.004 | -1.197 | 3.135 |
| | 修正済R ² | 0.172 | - | 0.379 | 0.778 |
| | 判定 | [*] | [] | [**] | [**] |
| | 相関係数 | -0.460 | 0.033 | -0.628 | 0.885 |
| 減損小 | 定数項 | 4,369 | 2,160 | 3,713 | 2,849 |
| | 偏回帰係数 | 0.017 | 0.277 | -0.010 | 0.169 |
| | 修正済R ² | 0.033 | 0.675 | 0.209 | 0.208 |
| | 判定 | [] | [**] | [**] | [**] |
| | 相関係数 | 0.219 | 0.825 | -0.461 | 0.461 |

注) * :5%で有意

** :1%で有意

ることが明らかになった。これは、経済および証券市場の統合と、諸外国のIAS/IFRS受け入れに向けての動向から、高く評価されるものである。

諸外国の会計基準の国際的収斂に向けての方法は4つに区別された。日本がこれら4つの方法の中でどれを選択して、会計基準の国

際的収斂に向けて協力することが望ましいかは、会計基準の収斂後における日本の立場および役割を考える上で重要である。その中で、EUにおける「承認」方法と中国における「一定の距離をおいた関与」は、会計基準の国際的収斂に賛成の意思を示して、諸外国との連携のもとで自国の立場を強調するという

方法であり、IASBとの関係およびIAS/IFRSへの意見発信という点で優れていると考えられた。

現在、会計基準の国際的収斂に向けて、IAS/IFRSの設定および改訂が行われている。IAS/IFRSが、IASBが目指している公共の利益のための、世界の資本市場への参加者が経済的意思決定を行うのに役立つ高度の質の、透明でかつ比較可能な情報を提供するような一連の質の高い、理解可能な会計基準となるかどうかには、いくつかの問題点が指摘される。

本稿では、IAS/IFRSの抱える問題の中で、減損会計基準に焦点を当てて、公正価値評価に経営者の裁量が介入する可能性を指摘した。会計手続において、経営者の裁量が介入することは、投資意思決定をミスリードしかねない。これは、IASBの目標とする会計基準を設定する上で重大な問題であり、逆にこれまで長い歴史を経て改良されてきた企業会計制度の持続的発展に支障をきたすことになる。日本の会計制度がさらなる発展を遂げ、かつ国際社会に積極的に貢献するためにも、具体的な事例をもとに、公正価値評価の問題に意見発信する必要がある。

【注】

- 1) 企業会計基準委員会・国際会計基準審議会、2007「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組への合意」8月8日。
企業会計基準委員会、2007b「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する『東京合意』を公表」*Press Release*, 8月8日。
Accounting Standards Board of Japan, ASBJ, 2007b, “The ASBJ and the IASB Announce Tokyo Agreement on Achieving Convergence of Accounting Standards by

2011,” *Press Release*, 8.8.

- 2) 企業会計基準委員会、2007a「IFRS地域ポリシー・フォーラム 日本2007コミュニケ(仮訳)」*Press Release*, 3月29日。
ASBJ, 2007a, “International Financial Reporting Standards Regional Policy Forum Japan 2007 Communiqué,” *Press Release*, 3.29.
- 3) 齋藤静樹、2007「コンバージェンスの意義とIFRSへの役割期待」『企業会計』第59巻第8号, pp.14-24。齋藤教授(前企業会計基準委員会委員長)は、論文における見解があくまで私見であることを強調されている。ただし、参考とさせていただいた箇所は、収斂に向けてのASBJの役割等についての記述部分であるため、ASBJの考え方と解釈した。
- 4) 企業会計基準委員会、2007c「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会による2011年までの会計基準のコンバージェンスに向けた継続的な取組み」*Press Release*, 10月2日。
ASBJ, 2007c, “ASBJ and IASB Make Continued Progress Towards Goal of Convergence in Accounting Standards by 2011,” *Press Release*, 10.2.
- 5) 前田昌孝、2007「中国に抜かれた時価総額」『企業会計』第59巻第11号, pp.98-99.
- 6) 代表的な研究として、次のものをあげることができる。

企業財務制度研究会、2001『わが国会計基準と国際会計基準および米国会計基準との比較調査』企業財務制度研究会。

経済産業省、企業会計の国際対応に関する研究会(平松一夫座長)2004「『我が国企業会計の国際化に関する報告』について」。

日本会計研究学会・特別委員会(平松一夫委員長)2003『国際会計基準の導入に関する総合的研究』pp.187-217。

Arthur Andersen, BDO, Deloitte Touche Tohmatsu, Ernst & Young International, Grant Thornton, KPMG and Pricewaterhouse Coopers, *Introducing GAAP 2000*.

Andersen, BDO, Deloitte Touche Tohmatsu, Ernst & Young, Grant Thornton, KPMG and PricewaterhouseCoopers, *Introducing GAAP 2001*.

(The) Committee of European Securities Regulators, CESR, 2005, *CESR's Technical*

- Advice to the European Commission on a Possible Amendment to Regulation (EC) 809/2004 Regarding the Historical Financial Information Which must be Included in a Prospectus : Cconsultation Paper.*
- 7) *Ibid.*
 - 8) Commission of the European Communities, 2007, *First Report to the European Securities Committee and to the European Parliament on Convergence between International Financial Reporting Standards (IFRS) and Third Country National Generally Accepted Accounting Principles (GAAPs).*
 - 9) EC Commission, 2000, Communication from Commission to the Council and the European Parliament, *EU Financial Reporting Strategy : the Way Forward.*
 - 10) EC Commission, 2002, *Regulation (EC) No. 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the Application of International Accounting Standards.*
 - 11) 詳細については、次の文献を参照していただきたい。
 徳賀芳弘, 2006「EUの国際会計戦略」『国際会計研究学会年報(2005年度)』p. 47。
 向伊知郎, 2003「ヨーロッパ連合(EU)における会計基準統一に向けての基盤整備」『経営学研究』第12巻第4号, p. 28。
 - 12) EC Commission, 2000, *op. cit.*, par. 22.
 - 13) China・Japan・Korea Accounting Standards Setters Meeting, *op. cit.*
 - 14) *Beijing Initiative for Promoting International Convergence of Accounting in Emerging and Transition Economies*, 2007, July 12.
 - 15) IASC, 1999, *Recommendations on Shaping IASC for the Future*, IASC, par. 10.
 - 16) 企業会計基準委員会, 2003「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」28項。
 - 17) 減損会計基準適用企業に関する実態調査分析については、次の文献を参照していただきたい。
 向伊知郎・盛田良久, 2006「減損会計基準適用企業の特質：早々期, 早期, 強制適用3期間の分析」『企業会計』第58巻第10号, 10月号, pp. 96-103。
 - 18) 企業会計基準委員会, 前掲適用指針90項。
 - 19) 同適用指針設例5。
 - 20) FASB, 2000, Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No. 7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, FASB, par. 46. (平松一夫・広瀬義州訳, 2004『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社。)
 - 21) 企業会計基準委員会「前掲適用指針」設例6。